

(別紙5)

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン並びに同ウに規定する<u>確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質及び食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの</u>(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>	<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン<u>その他農林水産大臣が指定するもの、同イ又はウの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白質等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質</u>(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>